

食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱

制 定 平成22年 8 月 9 日付け22総食第436号
一部改正 平成23年 5 月 2 日付け23総食第223号
平成23年 8 月31日付け23総合第1105号
平成24年 4 月 6 日付け23生産第6197号
平成25年 6 月28日付け25生産第1099号
平成27年 9 月30日付け27生産第1823号
令和元年 5 月 7 日付け31政統第 220号
農林水産事務次官依命通知

第1 通則

農林水産大臣は、食糧麦備蓄対策事業実施要綱（平成22年 8 月 9 日付け22総食第435号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う食糧麦備蓄対策事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率

補助事業の経費及びこれに対する補助率は、別表の経費の欄、内容の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとする。

第3 申請手続

- 1 事業実施主体は、法第5条、令第3条及び規則第2条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号により交付申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

第4 交付の申請期日

規則第2条の規定による交付申請書の提出期限は、毎年度、農林水産大臣が別に定める日とする。

第5 農林水産大臣の承認

事業実施主体は、規則第3条第1号の規定に基づき、補助事業に要する経費の配分の変更、補助事業の内容の変更又は補助事業を中止し、若しくは廃止することについて、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りでない。

第6 事業の報告

事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣に報告してその指示を求めるものとする。この場合において、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第7 概算払の請求

事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 状況報告

法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出して行うものとする。ただし、別記様式第3号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、補助事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別記様式第5号により実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出する。
- 2 第3の2の交付申請書における当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2の交付申請書における当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により、速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、別表の経費の欄に掲げる各事業に係る経理を他の事業の経理と区分するものとする。

- 2 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第11 交付決定の変更又は取消し

- 1 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、法第6条に基づく交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、当該補助事業の実施に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適當な行為をした場合
- 2 農林水産大臣は、1の規定により取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者等に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第12 下限設定

交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、事業実施主体の選定を公募により行うときは、この限りでない。

附則（平成25年6月28日）

この通知は、平成25年6月28日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附則

(施行期日)

1 この通知は、令和元年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事案については、なお従前の例による。

3 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者名 印

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 備蓄計画数量

年間備蓄数量：（ ）トン…⑤
うち年間補助対象数量：（ ）トン…⑥

（積算基礎）

（単位：トン）

項 目	積算の考え方	数 量
食糧用輸入小麦の 年間需要量	①	
備蓄計画数量	②	
うち補助対象数量	③	
自己負担数量	④＝②－③	
年間備蓄数量	⑤＝②×12か月	
うち年間補助対象数量	⑥＝③×12か月	

（注）1 小数点以下は、四捨五入する。

2 他の買受資格者の備蓄数量を含め備蓄計画を作成する場合は、①食糧用輸入小麦の年間需要量に当該買受者の年間需要量を合算する。

3 月末備蓄数量が②備蓄計画数量を下回った場合及び各月末の備蓄数量の合計が⑤年間備蓄数量を下回った場合は、補助金の全額返還となるおそれがあることに留意する。

4 年間補助対象数量に係る経費は、補助金交付決定額の範囲内で支払う。

3 補助金交付申請額

(単位：千円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助	自己負担	
食糧麦備蓄対 策事業				
食糧麦輸送対 策事業				
合 計				

- (注) 1 補助事業に要する経費は、4における各事業の補助金交付申請額の内訳の合計金額に一致する。
- 2 食糧麦備蓄対策事業の補助事業に要する経費は、年間需要量の1.8か月分の備蓄に要する経費であり、国庫補助金額と一致する。
- 3 負担区分は、別表に定める補助率による。

4 補助金交付申請額の内訳
別添のとおり

5 事業完了予定 令和 年3月31日

2 食糧麦輸送対策事業

輸送月	搬出地	搬入地	距離 (km)	輸送数量 (ト) ①	輸送単価 (円/ト) ②	輸送経費 (円) ①×②
合 計						(円) ※1 (千円)
補助対象						※2 (千円)

- (注) 1 距離は、トラック輸送等、距離別に料金が設定されている場合のみ、搬出地と搬入地との間の輸送距離を記入する。
- 2 輸送単価は、国土交通省届出料金を計上するとともに、その根拠となった輸送業者による輸送料金に係る国土交通大臣への届出書（写）を添付する。
- 3 輸送経費欄の合計の下段欄（※1）は、千円単位で記入（千円未満切上げ）する。
- 4 補助対象の金額欄（※2）は、合計欄の1/2の額を記入（千円未満切捨て）する。
- 5 事業実績結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、搬出地から搬入地までの輸送単価及び輸送実績数量を確認することができる書類（例：運送事業者からの請求書等）を添付する。

別記様式第2号（第5関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
名 称
代表者名 印

〇年〇月〇日付け〇第〇号により補助金交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の様式に準じるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第7関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金概算払請求書（〇月分）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

食料安定供給特別会計
官署支出官 農林水産省政策統括官 殿

所在地
名称
代表者名 印

〇年〇月〇日付け第〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払による交付を請求する。

記

1. 概算払請求額

区 分	交付決定額 (A)	既受領額(B)		〇月分請求額(C)		残額(A)-((B)+(C))		備考
		金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	3月31日迄出来高	
食糧麦 備蓄対策 事業	円	円	%	円	%	円	%	

別記様式第4号（第8関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
名 称
代表者名

印

〇年〇月〇日付け〇第〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱第8の規定に基づき、その遂行状況（令和〇年〇月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況（令和〇年〇月末日現在）				備 考
		令和〇年〇月末日までに完了したもの		令和〇年〇月末日以降に実施するもの		
		事業費	出来高	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 区分の欄は、該当する事業のみを記入すること。

2 4月から6月までを第1四半期、7月から9月までを第2四半期、10月から12月までを第3四半期とし、交付決定の日が属する四半期以降について報告すること。

別記様式第5号（第9関係）

令和〇年度食糧麦備蓄対策費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
名 称
代表者名 印

〇年〇月〇日付け〇第〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱第9の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準じるものとする。
2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第 6 号（第 9 関係）

令和○年度消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名称
代表者名
印

○年○月○日付け○第○号により補助金の交付決定の通知があった食糧
麦備蓄対策費補助金について、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱第 9 の 3 の規
定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(令和○年○月○日付け第○号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額
(3の金額から2の金額を減じて得た額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類
(3の金額の積算の内訳等)

別 表

区 分	経 費	内 容	補助率	重要な変更
食糧麦備蓄対策費補助金	事業実施主体が次に掲げる事業を行うのに要する経費			
	1 食糧麦備蓄対策事業	事業実施主体が実施要綱第4に規定する事業実施計画に基づき、事業実施主体の年間需要量の2.3か月分以上の食糧用輸入小麦を年間を通じて備蓄した場合に、年間需要量の1.8か月分の食糧用輸入小麦を年間を通じて備蓄するのに必要な保管料の助成	定額	備蓄計画数量の変更又は経費の欄に掲げる経費の増額に係る変更
	2 食糧麦輸送対策事業	事業実施主体が実施要綱第4に規定する事業実施計画に基づき、事業実施主体が保管する備蓄小麦の全部又は一部について農林水産省政策統括官が行う取崩し指示を受けて当該備蓄小麦を輸送した場合に、当該備蓄小麦の輸送に係る経費の助成	1 / 2	経費の欄に掲げる経費の増額に係る変更